

# 岐阜県公報

第二千五百九十八号  
平成二十六年十一月十四日

(金曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県高等学校定時制課程通信制課程修学奨励費貸付規則の一部を改正する規則

(教育財務課) 六九三

### 告示

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

(地域福祉国保課) 六九三

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 七〇〇

指定介護機関の廃止の届出

(同) 七〇一

指定介護機関の休止の届出

(同) 七〇三

土砂災害警戒区域の指定

(砂防課) 七〇三

### 公 示

落札者等に関する公示

(管財課) 七〇三

土地改良事業計画の変更の適当の決定

(農地整備課) 七〇四

公共測量の実施

(用地課) 七〇四

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 七〇四

落札者等に関する公示

(水道企業課) 七〇六

## 規則

岐阜県高等学校定時制課程通信制課程修学奨励費貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第九十五号

岐阜県高等学校定時制課程通信制課程修学奨励費貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県高等学校定時制課程通信制課程修学奨励費貸付規則(昭和四十九年岐阜県規則

第四百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「の各号」を削り、同条第二号中「一」を「いずれか」に改め、同条第四号

中「修学資金」の下に「高等学校等に在学する生徒等の保護者等に対し、授業料以外

の教育に係る経済的負担の軽減を図るため知事が支給する高等学校等奨学給付金を除く。」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

岐阜県告示第六百二十八号

生活保護法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四号)による改正前の生活

保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援

給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	指定年月日
有限会社 大和メディカル	多治見市太平町四 五 三二	居宅療養管理指導	やまと調剤薬局	多治見市太平町四 五 三二	平成二六・一・一
有限会社 大和メディカル	多治見市太平町四 五 三二	居宅療養管理指導	やまと調剤薬局	多治見市太平町四 五 三二	平成二六・一・一
株式会社 大和メディカル	多治見市太平町四 五 三二	介護予防居宅療養管理指導	やまと調剤薬局	多治見市太平町四 五 三二	同
今村 寧	揖斐郡池田町池野五〇 一	訪問看護	今村 医 院	揖斐郡池田町池野五〇 五二	同
今村 寧	揖斐郡池田町池野五〇 一	介護予防居宅療養管理指導	今村 医 院	揖斐郡池田町池野五〇 五二	同
今村 寧	揖斐郡池田町池野五〇 一	介護予防居宅療養管理指導	今村 医 院	揖斐郡池田町池野五〇 五二	同
医療法人 和光会	岐阜市東金宝町一 一 二	訪問看護	訪問看護ステーション北方	本巣郡北方町柱本南三 八二 イ二〇二	同
医療法人 和光会	岐阜市東金宝町一 一 二	介護予防訪問看護	訪問看護ステーション北方	本巣郡北方町柱本南三 八二 イ二〇二	同
株式会社 アピスファーマ	大阪府茨木市高田町一 一 一	居宅療養管理指導	アピス薬局みずほ店	瑞穂市本田五五六 一 一	同
株式会社 アピスファーマ	大阪府茨木市高田町一 一 一	介護予防居宅療養管理指導	アピス薬局みずほ店	瑞穂市本田五五六 一 一	同
株式会社 アピスファーマ	大阪府茨木市高田町一 一 一	居宅療養管理指導	アピス薬局大垣店	大垣市禾森町五 五〇	同





株式会社 ウイズユー	多治見市中之倉町二二 三三三―三六	居宅療養 管理指導	トイカイ薬局 FC中津川 中央店	中津川市えびす町三 二四	同
株式会社 ウイズユー	多治見市中之倉町二二 三三三―三六	介護予防 居宅療養 管理指導	トイカイ薬局 FC中津川 中央店	中津川市えびす町三 二四	同
医療法人 U	大垣市赤坂新田一 三三三	居宅療養 管理指導	近藤歯科クリニック	大垣市赤坂新田一 三三三	同
医療法人 U	大垣市赤坂新田一 三三三	介護予防 居宅療養 管理指導	近藤歯科クリニック	大垣市赤坂新田一 三三三	同
特定非営利活動法人 ルビナス	高山市三福寺町二二九	居宅介護 支援事業	在宅看護研究センター ひだ居宅介護支援事業 所	高山市三福寺町二二九	同
合同会社 iLIFE	恵那市武並町竹折一六 七	訪問看護	訪問看護ステーション仁 瑞浪	瑞浪市南小田町一 ツ二〇五	平成二六・二・一
合同会社 iLIFE	恵那市武並町竹折一六 七	介護予防 訪問看護	訪問看護ステーション仁 瑞浪	瑞浪市南小田町一 ツ二〇五	同
株式会社 ココカラファイ ンヘルスケア	神奈川県横浜市港北区 新横浜三―一七六	居宅療養 管理指導	ジップドラッグ下米田薬局	美濃加茂市下米田町小 山一〇四四	同
株式会社 ココカラファイ ンヘルスケア	神奈川県横浜市港北区 新横浜三―一七六	介護予防 居宅療養 管理指導	ジップドラッグ下米田薬局	美濃加茂市下米田町小 山一〇四四	同
株式会社 ジェネラス	愛知県名古屋市中区千 代田二一六―二八 F	訪問介護	キュアステーションまはろ 今渡	可児市今渡二七五一	同
株式会社 ジェネラス	愛知県名古屋市中区千 代田二一六―二八 F	介護予防 訪問介護	キュアステーションまはろ 今渡	可児市今渡二七五一	同
株式会社 ジェネラス	愛知県名古屋市中区千 代田二一六―二八 F	通所介護	デイサーピス夢香	可児市今渡二七五一	同
株式会社 ジェネラス	愛知県名古屋市中区千 代田二一六―二八 F	介護予防 通所介護	デイサーピス夢香	可児市今渡二七五一	同







居宅介護事業者等の名称  
たる事務所の所在地

サービス  
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所  
在地

変 更 年 月 日

株式会社サンボーコーポレ  
ーション  
岐阜市西荘三 一〇  
二二二

通所介護

新 シニアフィットネスさ  
んぼ  
旧 デイサービスセンター  
さんぼ

本巣郡北方町高屋白木  
二一四 一

平成二五・八・一

株式会社サンボーコーポレ  
ーション  
岐阜市西荘三 一〇  
二二二

介護予防  
通所介護

新 シニアフィットネスさ  
んぼ  
旧 デイサービスセンター  
さんぼ

本巣郡北方町高屋白木  
二一四 一

同

有限会社 白鷺メディカル  
下呂市幸田 一一九〇

居宅療養  
管理指導

新 アイセイ薬局  
旧 益田調剤薬局

下呂市幸田 一一九〇

平成二六・二・一

岐阜県告示第六百二十号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）による改正前の生活  
保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十四条  
の二第四項において準用する旧生活保護法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰  
国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五  
年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の

自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」と  
いう。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十条の二  
の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、  
旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその  
例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。  
平成二十六年十一月十四日  
岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称  
たる事務所の所在地

サービス  
の種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所  
在地

廃 止 年 月 日

村上友則  
養老郡養老町宇田字鷲  
打三九九 二

居宅療養  
管理指導

とも 歯科クリニック

養老郡養老町宇田字鷲  
打三九九 二

平成二五・一二・三一

村上友則  
養老郡養老町宇田字鷲  
打三九九 二

介護予防  
居宅療養  
管理指導

とも 歯科クリニック

養老郡養老町宇田字鷲  
打三九九 二

同

近藤緑  
大垣市赤坂新町四 四

居宅療養  
管理指導

近藤 歯科 医院

大垣市赤坂新町四 四

平成二四・三・三一

恵那医院  
中津川市本町四 四  
一〇

訪問看護

恵那 医 院

中津川市本町四 四  
一〇

平成二六・一・三一



岐阜県告示第六百三十一号

生活保護法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百四号）による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号。以下「旧生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する旧生活保護法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号）による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の

居宅介護事業者等の名称  
社会福祉法人 新生会  
○一 揖斐郡池田町本郷一五

居宅介護事業所等の名称  
在 地  
○一 揖斐郡池田町本郷一五

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称  
サンビレッジ・ケアマネジ  
メントセンター（一）

居宅介護事業所等の所在地

休 止 年 月 日

平成二五・一一・一

岐阜県告示第六百三十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
黒津	本巣市根尾黒津	次の図のよう	地滑り

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県岐阜土木事務所及び本巣市役所に備え置いて縦覧に供する。）

自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「旧中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を休止した旨届出があったので、旧生活保護法第五十五条の二及び旧中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた旧生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 購入物品及び数量 岐阜県庁舎で使用する電気（予定数量） 3,382,000KWh
- 供給期間 平成26年11月1日0時から平成27年10月31日24時まで
- 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 入札公告を行った日 平成26年8月22日
- 落札者を決定した日 平成26年10月1日
- 落札者の住所及び氏名 東京都港区芝公園二丁目6番3号 株式会社エネット
- 落札金額 76,899,720円

代表取締役社長 池辺 裕昭

8 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜測量事務所
- (2) 所在地 岐阜市藤田町一丁目一番一号

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

施行者名	施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
七宗町木曾川右岸用水土地改良区	七 宗 町	七宗町役場	平成二六・一一・二一から同二六・一一・二五まで

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

岐阜県

二 作業種類

公共測量（地盤沈下調査のための水準測量）

岐阜県知事 古 田 肇

三 作業期間

- 平成二十六年十月三日から
- 同 二十七年二月二十七日まで

四 作業地域

岐阜市、大垣市、羽島市、瑞穂市、海津市、羽島郡笠松町、養老郡養老町、安八郡輪之内町及び安八町

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

関市

二 調査を行った地域

岐阜県関市富之保の一部（武儀倉木綿洞・武儀倉樋洞・武儀倉平裏）

三 調査を行った期間

平成十三年度から平成二十五年年度

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県関市（富之保の一部）の地籍図

岐阜県関市（富之保の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十六年十一月十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
関市

二 調査を行った地域  
岐阜県関市富之保の一部（武儀倉柳洞・武儀倉下柳・武儀倉口無シ・武儀倉西柳）

三 調査を行った期間  
平成十四年度から平成二十五年度

四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県関市（富之保の一部）の地籍図

岐阜県関市（富之保の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
平成二十六年十一月十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
飛騨市

二 調査を行った地域  
岐阜県飛騨市河合町有家の一部（有家）

三 調査を行った期間  
平成二十四年度から平成二十五年度

四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県飛騨市（河合町有家の一部）の地籍図

岐阜県飛騨市（河合町有家の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
平成二十六年十一月十四日

平成二十六年十一月十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
飛騨市

二 調査を行った地域  
岐阜県飛騨市宮川町打保の一部（打保）

三 調査を行った期間  
平成二十二年度から平成二十五年度

四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県飛騨市（宮川町打保の一部）の地籍図

岐阜県飛騨市（宮川町打保の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
平成二十六年十一月十四日

平成二十六年十一月十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十六年十一月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
飛騨市

二 調査を行った地域  
岐阜県飛騨市神岡町吉田の一部（吉田）

三 調査を行った期間

平成二十六年十一月十四日

平成二十一年度から平成二十五年  
度  
地図及び簿冊の名称

岐阜県飛騨市(神岡町吉田の一部)の地籍図  
岐阜県飛騨市(神岡町吉田の一部)の地籍簿  
認証年月日  
平成二十六年十一月十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土  
調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。  
平成二十六年十一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称  
本巢市

二 調査を行った地域  
岐阜県本巢市法林寺及び文殊の一部(東目効)

三 調査を行った期間  
平成二十三年度から平成二十五年

四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県本巢市(法林寺及び文殊の一部)の地籍図  
岐阜県本巢市(法林寺及び文殊の一部)の地籍簿

五 認証年月日  
平成二十六年十一月十四日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土  
調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。  
平成二十六年十一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県知事 古田 肇

平成二十六年十一月十四日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一  
発行所 岐阜県庁

一 調査を行った者の名称  
下呂市

二 調査を行った地域  
岐阜県下呂市馬瀬川上の一部(川上)  
三 調査を行った期間  
平成十五年度から平成二十五年

四 地図及び簿冊の名称  
岐阜県下呂市(馬瀬川上の一部)の地籍図  
岐阜県下呂市(馬瀬川上の一部)の地籍簿

五 認証年月日  
平成二十六年十一月十四日

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第  
百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。  
平成二十六年十一月十四日

岐阜県知事 古田 肇

1 購入物品の名称及び数量 岐阜県東部広域水道事務所落合取水場で使用する電気  
(予定数量) 9,055,800kWh

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成26年9月8日

4 落札者を決定した日 平成26年10月22日

5 落札者の住所及び氏名 東京都千代田区大手町一丁目4番2号  
丸紅株式会社  
国内電力プロシエクト部長 榎田 知史

6 落札金額 161,117,363円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所  
(2) 所在地 瑞浪市釜戸町2190番地12

編集 岐阜市三輪ふらたつひあ三十一 岐阜文芸社